

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年2月17日 00時40分ごろ
発生場所	三重県志摩市和具漁港南方沖 和具港沖防波堤灯台から真方位188° 6.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 08.9′ 東経136° 47.4′）
事故の概要	貨物船第十七旭丸は、北東進中、錨泊中の漁船西宝丸に衝突した。
事故調査の経過	平成30年2月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十七旭丸、498トン 134168、大阪旭海運株式会社 B 漁船 西宝丸、11.7トン ME2-3943、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） 航海士A、六級（航海） B 船長B、一級小型・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に破損、船底キールに亀裂、操舵区画が圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	A 船は、船長A及び航海士Aほか4人が乗り組み、法定灯火を表示し、自動操舵により和具漁港南方沖を北東進していた。 A 船は、単独で船橋当直中の航海士Aが、正船首やや右舷方1M付近にB船の黄色回転灯及び集魚灯を視認し、B船を右舷方に見て通過できると思い、考え事をしながら航行していたところ、船首至近にB船を認めたので、左舵を取り、主機を停止したものの、B船に衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、和具漁港南方沖において、船首から錨を投下して錨索約150mを繰り出し、白色全周灯、黄色回転灯及び集魚灯を点灯して主機を中立運転とし、船首を西方に向けた状態で錨泊し、一本釣りの操業をしていた。 B 船は、船長Bが、南西方2M付近にA船のマスト灯及び緑灯を視認した後、A船がB船に接近するので、汽笛で2分ごとに短音を数回鳴らし、いずれA船がB船を避けて行くものと思い、A船の動向を見

	<p>ていたところ、更にA船が接近するので、汽笛で長音1回を鳴らしたがA船に変針する様子がなく、主機のクラッチを操作し、少し前進したとき、A船が衝突した。</p>
分析	<p>A船は、和具漁港南方沖において、北東進中、単独で船橋当直中の航海士Aが、正船首やや右舷方1M付近に視認したB船を右舷方に見て通過できると思い込み、考え事をしていてB船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に向けて航行していることに気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、和具漁港南方沖において、操業しながら錨泊中、船長Bが、A船が接近するので汽笛を鳴らし、更に接近するA船に対して再度汽笛を鳴らしたが、A船に変針する様子がなく、機関を使用してA船を避けようとしたものの、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、和具漁港南方沖において、A船が、北東進中、単独で船橋当直中の航海士Aが、正船首やや右舷方1M付近に視認したB船を右舷方に見て通過できると思い込み、考え事をしていてB船に対する見張りを適切に行っていなかったため、前路で錨泊中のB船に向けて航行していることに気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直中は、他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 航行中、船首方に他船を視認した際は、安全な距離を隔てて通過できる針路に変更すること。